

建物を壊す前に確認を アスベスト！ 使われていませんか？

○アスベストってなんだろう？

アスベスト（別名：石綿，写真参照）とは，天然に存在する鉱物のうち，容易に繊維状に分かれるもので，日本ではクリソタイルなど6種類が指定されています．これらは熱に強く，ひっぱり強さと柔軟性を併せ持つなど，丈夫で優れた性質を有しています．この性質を利用して，耐火，耐久性を高めるために建築物に用いられてきました．



写真：アスベスト原石

（出典：厚生労働省パンフレット，
アスベスト全面禁止！）

○アスベストの危険性

アスベストは非常に細かい繊維になりやすく（直径0.1 μm程度），吸い込んだ場合には肺の奥まで達し，細胞にダメージを与えます．分解しにくく身体からも排出されにくいので，一度吸い込むと長期にわたり影響を与え続けます．そのため，アスベストを多く吸い込んでしまうと，肺疾患（肺がん，中皮腫など）を患ってしまう可能性が高くなるのがわかっています．

○アスベストに関する規制

人体に悪影響を及ぼすことがわかったアスベストは，使用に関して段階的に規制が厳しくなり，2006年にはアスベストが0.1重量%を超える製品の輸入，製造及び使用等が全面禁止（一部例外あり）になりました．しかし，それまで使用されていたアスベスト含有製品は現在も多く残っており，

その中でも建築物には多くのアスベストが用いられています．アスベストが用いられた建築物等を解体もしくは改修する際，周辺環境への飛散防止及び解体作業員のばく露防止，さらには建築廃材への混入を防ぐために様々な法規制が設定されています．

○アスベスト除去の際の届出

アスベスト含有製品はその除去作業における発じん性の高さから3つの作業レベルに分けられています．最も発じん性の高い吹き付け材の除去作業をレベル1とし，次いで高い保温材，耐火被覆材，断熱材の除去作業をレベル2としています．これらの製品を飛散性とし，除去する際には，大気汚染防止法や労働安全衛生法に基づく届出や作業基準等を順守する必要があります．

○沖縄県でスタートした非飛散性アスベスト除去の際の届出（義務化）

一方，発じん性が比較的低いレベル3（天板やスレートボードなどレベル1,2以外の製品）の除去作業については，届出義務等がなく，除去方法によっては飛散の恐れがありました．それを防ぐために，沖縄県では沖縄県生活環境保全条例に基づき，2016年4月1日以降，レベル3であっても以下の基準に該当する場合は届出を行うことが**義務化**されました．

- ・延べ面積が80 m²以上の建築物．
- ・延べ面積が80 m²未満の耐火・準耐火建築物．
（ただし，2006年9月1日以降に建築工事に着手した建築物は不要）

建物等を取り壊す際は，アスベストの周辺環境への飛散，解体作業員の健康保護のためにも，**アスベストが使われているか事前調査を必ず行いましょう．**

詳しいことは，管轄の保健所もしくは沖縄県環境部環境保全課大気環境班までお問い合わせください．

【環境科学班】